

競走馬遺伝子検査受託規程

(平成30年10月19日 決裁)
最終改正 令和7年8月19日

(総則)

第1条 公益財団法人競走馬理化学研究所(以下「研究所という。」)の行う競走馬の遺伝子検査(以下「遺伝子検査」という。)にかかる受託については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において遺伝子検査とは、スピード遺伝子検査((Speed Gene Test)以下「SG検査」という。)及び体高遺伝子検査((Height Gene Test)以下「HG検査」という。)をいう。

2 SG検査とは、研究所がエクイノム社(Equinome/Zinto Labs)と締結した日本国内におけるライセンス契約及び公益財団法人競走馬理化学研究所競走馬遺伝子検査法(令和6年12月6日決裁。以下「競走馬遺伝子検査法」という。)に基づき、サラブレッドのミオスタチン遺伝子の第1イントロンに位置するg.66608679T/C(EquCab3.0)(一塩基多型)の遺伝子型を検査し、判定することをいう。

3 HG検査とは、競走馬遺伝子検査法に基づき、サラブレッドのg.107374136T/C(EquCab3.0)の遺伝子型を検査し、判定することをいう。

(遺伝子検査の方法及び判定基準)

第3条 遺伝子検査の方法及び判定基準は、研究所が別に定めた方法とする。

(遺伝子検査の対象馬と依頼の制限)

第4条 遺伝子検査の対象馬は、日本国内で飼養されているサラブレッド(以下「検査対象馬」という。)とする。

2 遺伝子検査は、検査対象馬の所有者(法人及び団体を含む)又は所有者から遺伝子検査の依頼を委託された者に限って依頼できるものとする。

(遺伝子検査の依頼手続)

第5条 遺伝子検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の遺伝子検査依頼書(以下「検査依頼書」という)及び検体情報シートに必要事項を記入し、検体とともに研究所に提出する。

2 前項の検査依頼書及び検体情報シート並びに検体は、別に定める競走馬遺伝子検査依頼要領(以下「要領」という。)によるものとする。

(遺伝子検査の受託)

第6条 研究所は、前条の規定により遺伝子検査の依頼を受けたときは、送付された検査依頼書及び検体情報シート並びに検体を点検し、記載事項に不備や虚偽のないことを確認したうえで、これを受託するものとする。

(遺伝子検査の実施)

第7条 研究所は、前条の規定により遺伝子検査を受託したときは、速やかに検査を行うものとする。

2 研究所は、検体が要領に定める条件に満たない場合には、依頼者に連絡のうえ、検査を行わないことができる。

(検査成績の通知)

第8条 研究所は、前条の遺伝子検査が完了したときは、遺伝子型の判定結果とともに、遺伝子型から推定される情報として、SG検査にあつては距離適性の傾向、HG検査にあつては成長後の体高(き甲の頂点と地表との垂直距離)の傾向を所定の検査成績通知書により、速やかに、依頼者に通知するものとする。

2 前項の検査成績通知書の様式は、要領に定めるものとする。

(遺伝子検査の検査料)

第9条 研究所は、依頼者に対して検査成績の通知をしたときは、当該検査に係る検査料を請求するものとする。

2 遺伝子検査の検査料（消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。以下同じ。）は、1検体当たり、SG検査にあつては45,375円、HG検査にあつては11,000円とする。

2025 年内は、41,250 円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の1検体当たりの検査料は、当該各号に掲げる金額とする。

(1) 1回につき多数の検体を依頼する場合のSG検査の検査料

25件以上50件未満 42,350円

50件以上 39,325円

2025 年内は、38,500 円

35,750 円

(2) SG検査の依頼に併せて同一の検査材料を対象に依頼するHG検査の検査料

無料

4 第1項の請求を受けた依頼者は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに検査料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 研究所は、遺伝子検査の成績及び遺伝子検査を通じて得られた情報を、依頼者の同意を得ることなく第三者に開示又は漏えいしないものとする。

附 則（平成30年10月19日 決裁）

1 この規程は、平成30年10月19日から施行する。

2 エクイノム・スピード遺伝子検査実施規程（平成25年5月28日決裁）は、廃止する。

附 則（令和5年9月27日 決裁）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年8月19日 決裁）

1 この規程は、令和7年8月19日から施行し、令和7年6月4日から適用する。

2 改正後の競走馬遺伝子検査受託規程第9条の規定は、令和8年1月1日から施行する。